一般社団法人
第二種金融商品取引業協会
Type II Financial Instruments Firms Association

平成 26 年３月 19 日

# 入会申請に関するＱ＆Ａ

目　　次


## Ⅰ．協会の概要について

１．　二種業協会とは、どのような活動を行う団体ですか。

２．　二種業協会の自主規制の対象（範囲）は何ですか。

３．　会員の種類とその内容を教えてほしい。

## Ⅱ．入会について

４．　二種業協会への入会は法律上の義務なのか。

５．　現在、金融商品取引法の改正案が国会に提出されているが、第二種金融商品取引業者に関連する事項としては、どのような内容が盛り込まれているか、教えてほしい。

６．　第二種金融商品取引業の登録をしているが、現時点では取引の実績がない。このような場合でも、入会する必要はあるのか。

７．　自主規制機関（二種業協会）に正会員として入会しない場合、どのような影響が考えられるか。


（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

## Ⅲ．正会員について

８．　正会員として入会すると、どのようなメリットがあるか、教えてほしい。

９．　正会員になると、どのような自主規制規則が課せられるのか。

## Ⅳ．入会手続について

１０．　正会員として入会する場合の申請の手続きを教えてほしい。

１１．　事前確認書類の内容を教えてほしい。

１２．　事前確認書類の添付書類の内容を教えてほしい。

１３．　入会申請してから正会員になるまで、どのくらいの時間がかかるのか。

１４．　代表者等へのヒアリングとは、どのようなことを行うのか。

１５．　入会金・年会費を教えてほしい。

１６．　第二種少額電子募集取扱業者の入会手続きは、どのようになるのか。

## Ⅴ．賛助会員について

１７．　賛助会員として入会する場合の要件を教えてほしい。

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

１８．　賛助会員として入会する場合の提出書類を教えてほしい。

１９．　賛助会員と正会員との違いを教えてほしい。

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
　また、内容は、今後、適宜更新いたします。

## Ⅰ．協会の概要について

### １．二種業協会とは、どのような活動を行う団体ですか。

本協会は、平成 22 年 11 月１日に設立され、平成 23 年６月 30 日付けで金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 78 条に基づき内閣総理大臣から認定された、認定金融商品取引業協会です。

本協会は、金商法上の自主規制機関として、第二種金融商品取引業のうち、自己募集その他の取引等（後述２．参照）の健全な発展及び投資者の保護に資するための諸活動を行っています。

### ２．二種業協会の自主規制の対象（範囲）は何ですか。

本協会では、第二種金融商品取引業のうち、いわゆるファンドの自己募集業と信託受益権等の売買等の業務について、自主規制の対象としております（注）。

具体的には、本協会の定款において、「自己募集」及び「みなし有価証券の売買その他の取引等」と規定し、それぞれ金商法第２条第８項第７号に掲げる行為（同号ヘ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）及び金商法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第８項第１号から第３号まで、第８号又は第９号に掲げる行為が対象となります。

（注）第二種金融商品取引業には、この他に、有価証券等以外の市場デリバティブ取引や投資信託などの直接販売業などがありますが、これらの自主規制は、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人投資信託協会で、それぞれ行われております。

### ３．会員の種類とその内容を教えてほしい。

本協会の会員には、３つの種類（①正会員、②賛助会員、③後援会員）があります。それぞれの会員の概要は、以下のとおりです。

| | 正会員 | 賛助会員 | 後援会員 |
|---|---|---|---|
| 入　会　金 | 100 万円 | － | － |

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

| | 正会員 | 賛助会員 | 後援会員 |
|---|---|---|---|
| 年　会　費 | 50 万円 | 20 万円<br>（※10 万円） | 20 万円 |
| 総会議決権 | あり | なし | なし |
| 自主規制規則の適用 | あり | なし | なし |
| 契約締結前交付書面への加入協会の記載 | 可能 | 不可 | 不可 |
| 要　　件 | 金融商品取引業者及び登録金融機関のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者であって理事会の承認を受けた者とする。 | 本協会の目的に賛同する自己募集その他の取引等を業として行う者であって、別に定める者とする。<br>別に定める者とは、その行う業務について、宅建業法に基づき不動産信託受益権等の取引に係る投資者保護等に関する規制が適用される者であって、その主とする業務が金商業以外の業務であると本協会が認める者をいう。 | 本協会の活動を後援する者であって、本協会が認める者とする。 |

※　FINMAC（証券・金融商品あっせん相談センター）との間で、苦情・あっせん業務に関する個別利用登録を行う場合は、減額となります。

## Ⅱ．入会について

### ４．二種業協会への入会は法律上の義務なのか。

第二種金融商品取引業においては、これまでも、一部の登録会社による行為ではあるものの金商法上の違反事例が後を絶たず、投資者保護及び法令等遵守などの観点から、問題とされてきております。

こうした中、平成 25 年 12 月 25 日付けで公表された金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告において、第二種金融商品取引業者については、当局による規制・監督のみならず、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要であり、自主規制機関への加入促進を図るための規制の整備を行うことが適当であるとされたところであります。

先般、金商法の一部を改正する法律案が国会に提出されておりますが、この中で、第 29 条の４（登録の拒否）では、協会に加入しない場合には、協会の定款その他の規則

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

に準ずる内容の社内規則の作成及び当該社内規則を遵守する体制整備が必要となる旨の規定が盛り込まれております。

本協会としては、法令による規制と自主規制は車の両輪のごとく役割を担っていくことが重要であり、自主規制の趣旨である自治の精神に基づき、自らが策定した規則に基づき自らを律することが、第二種金融商品取引業の健全な発展のためにも重要であると考えております。

なお、法律案が成立した際には、新たに第二種金融商品取引業の登録をする場合はもちろんのこと、既存の第二種金融商品取引業者においても、所要の対応が必要となると考えられます。本協会としても、正会員に対してより充実したサポートを行う予定です。

**５．現在、金商法の改正案が国会に提出されているが、第二種金融商品取引業者に関連する事項としては、どのような内容が盛り込まれているか、教えてほしい。**

第二種金融商品取引業者に関連する事項としては、主に、以下のような内容です。

① 少額（募集総額１億円未満、一人当たり投資額 50 万円以下）の投資型クラウドファンディング（ファンド型）を取り扱う金商業者を第二種少額電子募集取扱業者とし、参入要件の緩和（最低資本金基準の引下げ）を図るとともに、投資者保護のためのルール整備を図る。
② ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止する。
③ ファンド販売業者について、第一種金融商品取引業と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置を義務づける。
④ 協会に加入していないファンド販売業者について、協会規則に準ずる内容の社内規則の整備と当該社内規則を遵守するための体制整備を義務づける。

**６．第二種金融商品取引業の登録をしているが、現時点では取引の実績がない。このような場合でも、入会する必要はあるのか。**

第二種金融商品取引業者としての社内の体制・態勢は、実際に業務を行う際に整備するということでは対応が後手にまわってしまうおそれがあります。また、直近の法令や

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

監督指針などの改正情報を適確に反映できない場合も考えられます。このため、本協会へ入会いただき、平素より、本協会を通じて情報を入手される体制を整えておくことをお勧めいたします。

また、実際に第二種の業務を行っていない場合であっても、行政当局への各種手続きなど、所要の対応が求められる場合がありますが、本協会としては、そのような場合においても、正会員に対して情報提供を行う予定です。

| |
|---|
| ７．自主規制機関（二種業協会）に正会員として入会しない場合、どのような影響が考えられるか。 |

今回の金商法の改正案では、二種業協会（自主規制機関）に加入しない場合、協会の自主規制を考慮した社内規則を整備すること及び当該社内規則を遵守するための体制整備が義務づけられることになります。

## Ⅲ．正会員について

| |
|---|
| ８．正会員として入会すると、どのようなメリットがあるか、教えてほしい。 |

本協会では、現在、正会員に対して、主に、以下のようなサービスを提供しております。さらに、正会員との意見交換やアンケートなどを通じて正会員のニーズの把握に努め、より充実したサービスに努めていきます。

① 研修の実施・金融庁等との意見交換

内部管理統括責任者研修、営業責任者研修、内部管理責任者研修などの自主規制規則に基づく研修や、反社会的勢力排除に関する研修、行政当局の担当官を招いての研修など、各種研修を実施しています。また、金融庁等との意見交換も行います。今後は、新規入会の正会員向けの研修（法定帳簿、社内諸規程整備）や、匿名組合契約書、契約締結前交付書面等の書式などの研修を実施します。

② 「第二種金融商品取引業に関する実務必携」の作成・配付

第二種金融商品取引業に特化した実務必携（テキスト）を作成し、正会員に配付しております。法令の内容確認の際にお役立てください。

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

③ 「自己点検報告書」制度の実施

本協会が独自に作成した正会員向けのセルフチェックシート「自己点検報告書」により、金商法及び関係政府令、監督指針、自主規制規則などが遵守されているか、社内の体制・態勢の点検を行うことができます。これにより、法令等遵守及び投資者保護の重要性を再確認していただきます。

④ コンプライアンス相談室、税務相談室の設置

大手弁護士事務所と提携してコンプライアンス相談室を設置し、年３回まで無料で法令等に関する相談を行うことができます。また、税務相談室を設置して、法人税・消費税などの税務に関して、税理士に相談（無料）を行うことができます。

⑤ FINMAC（証券・金融商品あっせん相談センター）の利用

お客様からの正会員に対する相談、苦情、あっせんについて、本協会を通じてFINMAC を利用することができます。これにより、本協会の正会員は FINMAC への個別利用登録は不要となり、基本利用料金（年間 10 万円）がかかりません。

⑥ 反社会的勢力の排除に関する支援

正会員の行う反社会的勢力排除の取組みを支援するため、取引時における正会員からの個別照会に対応し、反社会的勢力排除の取組みを支援します。

⑦ 正会員への情報発信

本協会では、HP の正会員向け専用サイトを通じて、金融庁をはじめとする行政当局や関係団体などから得られた情報を迅速に正会員に発信しております。これにより、法令、監督指針などの改正の動きなどをタイムリーに確認することができます。

⑧ 行政当局等への要望などの取りまとめ

本協会では、正会員からの第二種金融商品取引業に関する規制改革や税制要望などについて意見を取りまとめ、行政当局等への働きかけを行っております。また、法令等の改正に際しては意見提出を行っております。

⑨ 「投資型クラウドファンディング」に対応する自主規制規則等の整備

「投資型クラウドファンディング」のビジネスが円滑かつ速やかに実施できるよう、今後、各種書式の準備や研修、自主規制規則の整備を行います。

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

## ９．正会員になると、どのような自主規制規則が課せられるのか。

本協会は、正会員が行う自己募集その他の取引等に係る取引の勧誘の適正化に資するため、以下の自主規制規則を制定しています。正会員は、これらの規則を遵守していただく必要があります。詳しくは、本協会 HP でご確認ください。（http://www.t2fifa.or.jp/teikan/index.html）

① 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

- 広告審査担当者を配置し、広告等の表示を行う場合には、当該担当者による審査を実施すること
- 広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規程を制定すること　など

② 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

- 主に事業型ファンドについて出資された顧客の金銭と事業者の個別財産が分別管理されていることを確認すること
- 顧客管理記録（氏名、住所、生年月日、職業、投資経験、投資目的・動機、資産状況等）を作成し、保存すること　など

③ 第二種業内部管理統括責任者等に関する規則

- 第二種業内部管理統括責任者、第二種業内部管理責任者、第二種業営業責任者を選任し、研修を受講すること　など

④ 正会員の処分等に関する規則

- 本協会が正会員に対して処分や勧告を行う場合の手続き　など

⑤ 監査規則

- 本協会が正会員に対して実施する監査について　など

⑥ 苦情処理規則

- FINMAC で行う苦情の解決に協力すること
- FINMAC のあっせん手続きに参加し、FINMAC の規則を遵守すること
- 投資者からの苦情及び紛争処理態勢を整備すること　など

⑦ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則

- 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を策定し、公表すること

（注）平成 26 年 3 月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

・ 役職員に研修等を実施すること
・ 基本方針の実現のための社内規程を制定し、管理態勢を整備すること　など

⑧ 個人情報の保護に関する指針
・ 個人情報の漏えい、不正流出等を防止するための管理体制を整備すること
など

また、自主規制規則のほか、定款の規定に基づき、正会員は、届出及び報告事項、資料の提出等が求められております。

## Ⅳ．入会手続について

### １０．正会員として入会する場合の申請手続きを教えてほしい。

（最初のご連絡）
まずは、本協会にお電話か、メールで御連絡ください（電話：03 - 3667 - 2461、メール：jimukyoku@t2fifa.or.jp　）。その際に、以下の基本情報を合わせて教えていただきます。メールの際は、別添１の様式をご利用ください。

〔基本情報〕
貴社名
登録番号（金融庁監理、財務局監理の登録番号）
所在地
御担当者名
御担当者の連絡先（電話、FAX、メールアドレス）
業登録の状況（第一種、第二種、投資運用、投資助言、の別）
加入協会（日証協、投信協、投資顧問業、金先協、の別）
FINMAC への個別利用登録の有無

協会では、上記の情報に基づいて、入会申請の手順について、ご説明をさせていただきます。また、事務所が東京都内若しくはその近郊であれば、協会までお越しいただく場合もあります。

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

また、主な入会の手順は、以下のとおりです。

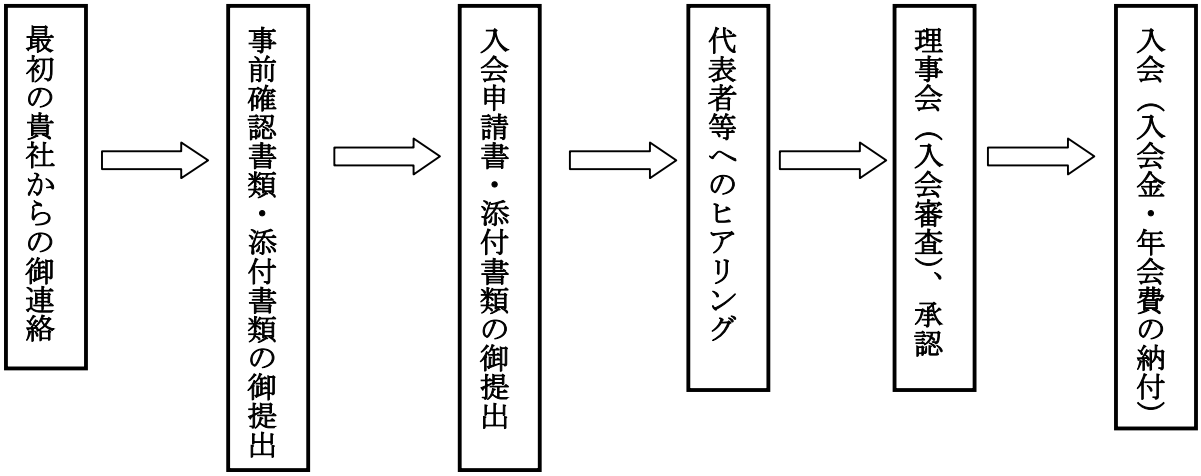


（注）貴社からの書類が提出されると、本協会ではその内容を確認いたします。場合によっては、追加の質問や資料の御提出をお願いしております。

## １１．事前確認書類の内容を教えてほしい。

事前確認書類とは、本協会での入会審査を円滑かつ迅速に進めるため、入会に当たり予め確認させていただく事項に関する書類です。記載していただく事項のうち、主なものは以下のとおりです。詳しくは、様式（別添２）及び記載要領（別添３）をご確認ください。

- 会社の概要等（会社の沿革、第二種金融商品取引業の業務開始日、大株主の状況、役員の状況、第二種金融商品取引業に従事する政令で定める使用人の状況、従業員数　など）
- 経営計画、事業計画等
- 第二種金融商品取引業の業務内容、業務の方法
- 内部管理体制の状況
- 第二種金融商品取引業の体制整備の状況
- 社内諸規程の整備状況
- 経営体制　など

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

## １２．事前確認書類の添付書類の内容を教えてほしい。

事前確認書類には、以下の書類を添付してください。

- 役員全員の履歴書
- 第二種金融商品取引業に従事する政令で定める使用人全員の履歴書
- 直前期の貸借対照表、損益計算書（債務超過の場合には、その原因、資金繰りの状況、改善策を別紙にして提出すること）
- 入会後３年程度の収支見込みと算定根拠（第二種金融商品取引業以外の業務を併せて行っている場合には、全体の内容と第二種金融商品取引業の内容を、それぞれ提出すること）
- 第二種金融商品取引業の業務の内容、取引のフロー図
- 社内規程

## １３．入会申請してから正会員になるまで、どのくらいの時間がかかるのか。

事前確認書類をはじめ、提出された書類の内容を確認させていただき、場合によっては、追加の質問や資料の提出などのやり取りもあり得ますので、一概に申し上げにくく、ケースバイケースとなります。

また、今後、入会申請の会社が増加すれば、その分、時間がかかる場合がありますので、予め、ご承知おきください。

## １４．代表者等へのヒアリングとは、どのようなことを行うのか。

本協会では、入会申請会社の代表者又はそれに準じる方に対して、正会員として加入された後に遵守していただくこととなる本協会の諸規程及び自主規制規則などについて、説明と意見交換を行っております。なお、あらかじめ、質問票を提示させていただきます。

## １５．入会金・年会費を教えてほしい。

正会員は、入会金 100 万円、年会費 50 万円となります。入会初年度の年会費は、入会した月から入会年度末月までの月割り按分となります。

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

なお、同一年度内であれば、入会金・年会費ともに、分割納付が可能です。詳しくは事務局までお問い合わせください。
（http://www.t2fifa.or.jp/teikan/pdf/kaihi-rule.pdf）

### １６．第二種少額電子募集取扱業者の入会手続きは、どのようになるのか。

現在、国会に金商法の一部を改正する法律案が提出されております。同法律案には、投資型クラウドファンディングにより、インターネットを通じてファンド持分の募集等の取扱いを行う第二種少額電子募集取扱業務について、参入要件の緩和措置や投資者保護のためのルールの整備が盛り込まれております。詳しくは、法律案をご確認ください。
法律の施行は、公布の日から１年以内で政令で定める日から施行される予定です。本協会では、施行日に間に合うように、準備を進めて参ります。

## Ⅴ．賛助会員について

### １７．賛助会員として入会する場合の要件を教えてほしい。

賛助会員として入会する場合は、以下の要件を満たす必要があります。
① 第二種金融商品取引業の登録を受けていること。
② 宅地建物取引業法に基づく免許を取得していること。
③ 主要業務（本業）が金融商品取引業以外の業務（例えば、不動産業など）であること。

### １８．賛助会員として入会する場合の提出書類を教えてほしい。

賛助会員としての入会申請書類は、別添４のとおりです。本協会では、前述 17. の要件を満たしていることが確認できれば、入会していただくことになります。

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。

## １９．賛助会員と正会員との違いを教えてほしい。

賛助会員は、本協会の自主規制規則が適用されず、また、金商法上の認定金融商品取引業協会の会員にも該当しません。このため、金商法上の標識や広告等、契約締結前交付書面などには、加入する金融商品取引業協会の名称に本協会の名称を記載することはできません。

また、賛助会員は、本協会の総会議決権はなく、理事会や委員会のメンバーになることもできません。

ただし、本協会では、賛助会員に対して、以下のようなサービスを提供しております。

① 正会員向けの会員通知のうち、賛助会員の参考となる情報を専用ＨＰにてご連絡します。

② 正会員向けの研修テキスト等のうち、賛助会員の参考となるものを提供いたします。（提供部数には限りがあります。）

③ 本協会が開催する任意研修に無料でご参加いただけます。（年１回程度開催予定）

**◎お問い合わせ先**
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
事務局　電話 ： 03-3667-2461
E-mail： jimukyoku@t2fifa.or.jp

（注）平成 26 年３月 19 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。
また、内容は、今後、適宜更新いたします。